

ID: 248

担当部署: 市民生活部 市民活動推進課

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第260条の3の規定による。 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日